

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年7月1日
担 当 課	清掃施設整備課日暮クリーンセンター

契約業者名・住所	株式会社 湯浅建設・松戸市日暮五丁目25番地
工事等の名称	日暮最終処分場剪定枝等受入搬出業務委託
工事等の場所	松戸市五香西五丁目35番地の8
種 別	業務委託
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日
契約金額	搬入路整備作業 1,300 円 (1 m ² 当)、受入作業 85,000 円 (1 日当)、仮置き場整理作業 302,000 円 (1 日当)、重機鉄板リース料 453,000 円 (1 月当)
工事等の概要	日暮最終処分場の剪定枝等を受入搬出する。
随意契約の理由	本業務は東日本大震災(平成23年3月)に伴い発生した、東京電力福島第一原子力発電所の放射能漏れ事故の影響により、市内の焼却施設から発生する焼却飛灰から放射性セシウムが検出されたことで急遽、放射性セシウムの低減化と市民生活への影響(ごみ収集体制の継続)を考慮し、剪定枝・落葉・草等を日暮最終処分場に搬入・仮置保管を開始した。 平成23年度途中より緊急性を要することから、当業務を開始することとなったものであるが、当時の東北3県被災地においては保管・堆積する災害廃棄物から発熱・発火する事例が多数報告されていたことや、当最終処分場は不燃物の埋立て最終処分場でもあり、処分場内に仮置保管する事例は全国的にも稀であったことから、当業務の緊急性と臨機応変かつ業務の変化にも柔軟な対応が求められるもので、当処分場内における過去の業務実績と内部状況の実態を十分熟知、把握している株式会社湯浅建設に委託することとした。同社の業務内容は、堆積した剪定枝等の発酵熱による発火の危険性と防虫・防臭対策等に細心の注意を図りなが

	ら、搬入計画に伴い急激に変動する剪定枝・落葉・草等を受入、安定的に仮保管し搬出する業務である。同社においては、これまでの間、同業務を滞りなく遂行し、危険を回避してきた実績がある。 今年度も引き続き、同業務の事業の重要性と危険性を十分認識し、業務遂行中に得た知識とその経験を有した同業者が最適であると思慮される。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とするものである。
--	---